

やい春が つつが ぱい くる。

三月は新しいスタートをきる準備です。
ロビーの「愛顧」に感謝をこめて
エンジン全開で「スプリングセール」を開催します。
全店でセールをいたします。
お立ち寄りの際は
どうぞご利用ください。

年度末で
色々多忙な時期かと思えます。
組合員の皆様
今年度二年大変お世話になりました。

CD、DVD 20%引き
3月15日(月)から4月9日(金)まで
地域機関等の組合員は
職場まで配達いたします。
(ホームページからも注文可能です。)

パン 20%引き
弁当 20%引き

菓子・ジュース、カップ麺
20%引き
(一部商品を除く)

スプリングセール
3月15日(月)から19日(金)まで
4月5日(月)から9日(金)まで

【営業時間】
■県庁売店 8時から18時半
■前橋合同庁舎売店 9時から17時
■高崎合同庁舎売店 9時から17時
■利根沼田県民局売店 9時から17時

G わんだーらんど 倶楽部

「第二回 生涯生活設計セミナー」

2月17日(水) 18時から県庁生協食堂ピープル21にて、セミナーを開催しました。
今回は、「今から考える退職後のお金の計画」をテーマに、20代から50代と幅広い年齢層の組合員の方にご参加いただき、「わかりやすく、勉強になった。」と大変好評でした。
また、県庁生協のホームページから、個人ごとのライフプランニングシミュレーションもできますので、ぜひご利用ください。
【お問い合わせ先】管理課 五十嵐
電話:027-221-4028 県庁内線:4805



話題の本棚

絲的メイソウ

講談社文庫 税込550円
絲山秋子著

高崎在住の作家・絲山秋子さんの初エッセイ集が文庫化しました。秀を礼賛したり、自分の取扱説明書を書いたり…思わず笑ってしまうエッセイが詰まっています。毎年発行されている「おすすめ文庫王国2009」にも取り上げられており、群馬県外でも大評判の文庫です。

ピープル21からの美味しいお知らせ

■お弁当承ります■
幕の内弁当は 500円からご予算に応じて、鳥めし弁当は 竹 680円から、10個以上のご注文で指定の場所までお届けし、容器の回収も行います。

■ピープル21:会食(パーティー)営業のご案内■
●利用時間 18:00~20:00(食堂営業日に限る)
●15名様以上 ●お一人様 2000円から
ご利用の際は、1週間前までにお申し込みください。
プラス1000円で飲み放題になります(ビール・焼酎・ウーロン茶)

■メニュー例(2000円コース)
●すしの盛り合わせ
●鶏の唐揚げ
●春巻き ●小籠包
●焼売の蒸籠
●焼きそば
●蒸し鶏のサラダ
●乾き物
+ ビール中瓶 1本/人
+ ウーロン茶 2L/5人

詳しくはピープル21までお問い合わせください。 県庁大代表 TEL.027-223-1111(内線 4807)

職員紹介

●専務理事兼 業務第二課長 藪原 博
組合員に愛される生協になるために、皆様の声を良くお聞かせします。

●常務理事兼 業務第一課長 佐藤 英夫
組合員に愛される生協になるために、お得な情報を提供します。

●業務第一課 課長補佐 真下 俊展
組合員に愛されなかつたら、頭を丸めて坊主になります。

■発行/群馬県庁生活協同組合 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 ■制作/プロジェクトK
●「G倶楽部」に関するご意見・ご要望は編集係までどうぞ
TEL直通 027-221-4028・FAX027-221-4029 県庁大代表 027-223-1111 内線 4805・4806

★基本保障保険って★ どんな制度!?

「グループ保険」には様々な制度があります。そのうち「基本保障保険(生命保険部分)」には配当金があることをご存知ですか?

それでは、私「松本」がこの保険の大切な仕組みをご説明します。

小田 松本

「基本保障保険」は助け合いの制度です。

当制度は、ご加入者が保険料を出し合って集まったお金から保険金を支払う助け合いの制度です。一年ごとに収支計算をして剰余金が生じたら配当金として戻ってきますので、実質保険料は軽減されます。

制度のしくみ

ご加入者からの保険料 → 制度運営費 ← 保険金・給付金(年金原資)

2/1 <一年間> 翌年 1/31

剰余金 = 配当金
余ったお金はみんなで分け合おう!
今月中にはあなたのお手元に!

※基本保障保険(生命保険部分)は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。配当率はお支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

過去の配当率

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
配当率	43.6%	36.1%	42.9%	40.6%	67.6%
支払件数(死亡・高度障害保険金)	15件	10件	6件	11件	3件

※基本保障保険は団体定期保険と普通傷害保険をセットしたものです。
※団体定期保険と普通傷害保険ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法 給付割合等が異なります。
※団体定期保険と普通傷害保険それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレットをご参照ください。
※普通傷害保険については配当金はありません。
※基本保障保険(生命保険部分)は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額による保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。
※制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

■引受会社
明治安田生命保険相互会社(事務幹事)
日本生命保険相互会社
第一生命保険相互会社
明治安田損害保険株式会社(損保部分)

MY-A-10-他-001381
MYG-A-09-LF-758